

平成29年度第7回総会（月例）議事録

日 時	平成29年10月27日（金） 午前10時開会
場 所	本館2階 講堂
出席委員 (16名)	松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝 有村 伊智博 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 弟子丸 宗一 豊留 辰男 永尾 寛 中村 秀彦 福永 大悟 外園 義興 堀之内 薫 村山 利清 横峯 明人 脇田 サトエ
欠席委員 (3名)	上入来 幸一 堂免 修 鳩宿 隆雄
事務局	主 幹 永野 支局主任 引地、小山田、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、陣ヶ尾 専門員 橋口、徳永、内田、有田 主 査 栗須、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛 主 任 松元
農政総務課	主 査 田代 浜田
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件
報告事項	1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地パトロールの結果について 6 農地パトロールについて

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第7回総会を開催いたします。

本日は会長が鹿児島県各市農業委員会連絡協議会に出席のため、会長代理の私が議事進行いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上入来委員、堂免委員、鳩宿委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、外園委員、横峯委員をお願いいたします。

本日は、傍聴者が1名いらっしゃいますので、お知らせ致します。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～3 ページ 5 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、伊敷、4 番委員をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：受贈、譲渡理由：贈与、権利の種別の内容：所有権移転、贈与。 番号 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、1 9 番委員をお願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 補足説明を申し上げます。 譲受人と譲渡人の関係は夫婦になります。 耕作面積は 0 となっておりますが、譲渡人は県外で働いているために、これまで妻が農地については管理・耕作を行っており、トラクターや田植機等農業機械も所有しているために、今回の農地の取得に当たっては特に問題はありません。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、2 番委員をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 4 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 5 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「1 6 番委員」挙手あり〕 はい、1 6 番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>別冊資料 1、1 ページの第 2 項第 7 号の欄ですが、申請地で譲受人は野菜作付中であると書いてありますが、それは、申請地で譲受人が耕作をしていると取れますが、こういう理解でよろしいですか。</p>

事務局	一番下の第2項第7号の地域調和につきましては、ここで取得される方が、申請地で営農を行って、取得した農地を荒らさないということで、地域の営農に支障をきたさないということで、本人が耕作を行っているということで、地域調和が図られているものでございます。
16番委員	譲受人が既にこの申請地で耕作をしているというふうにとられますけど、どうでしょうか。極端に言えば、許可を受けていないうちに、譲受人が耕作しているというふうにとられますが、それは、そういうことなんですか。
7番委員	この件は、被相続人が1月亡くなって、子供が全然いない。相続は当然兄弟に行くのですが、その兄弟が高齢のために、耕作できないということで、ご主人の方の甥の方に全て贈与するというので、既に相続の方が使っているということをおっしゃっていますので、譲受人が野菜を植えつけているのを委員2人と事務局で確認をしております。従来のやり方ですれば、許可をしてから耕作するようになるのですが、相続人はみんな高齢のためにできなかったの、同意を受けて、譲受人が既に野菜を植え付けているということです。私どもは特に問題ないと判断しました。
16番委員	そういう事情があるというのはわかりましたが、そういうのがわからない人から見ると、許可を得ないで、既に申請地で耕作をしていると。これは、明らかに許可を受けなければ、その農地を耕作することはできないわけですので、この書き方について、誤解のないような書き方をさせていただきたいと思います。3ページの同じ欄は、申請地で譲受人は飼料作付予定と書いてありますから、番号1もそういう書き方にしないと、誤解をするということになる可能性があります。今後そういうふうにするべきではないかという私の意見です。
事務局	只今委員からご指摘がありました通り、言葉足らずのところがありまして、誤解を招くような表現となっておりますので、今後は調査書の表現につきましては、注意し提出いたします。
16番委員	わかりました。
議長	<p>未相続の農地の贈与とかは、農地を荒らさないために、農地を守るために、既に耕作していたということは、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1。「農地法第3条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件 4 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、喜入、10 番委員お願いします。
10 番委員	ご報告します。 番号 1 号、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場 440.00㎡、転回場等 571.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、雑種地、西…宅地、他人田、南…県道、北…里道、水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 3 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「16 番委員」挙手あり〕 はい、16 番委員どうぞ。
16 番委員	貸駐車場となっておりますが、普通車 20 台、もう貸す先がきまっているのかどうか、どういう人が借りるのかをお聞きします。
喜入支局	現在まだ、貸す相手は決まっていないということでした。3 種 300m 以内、駅の周辺ということで、駅を利用される方が利用されるのではないかとということをお聞いております。
16 番委員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件 5 ページ～10 ページ 11 件	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：一般住宅、住家 1 棟 100.20㎡、庭敷地等 270.42㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…水路、西…宅地、雑種地、南…私道、境界…コンクリート擁壁、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号 2 号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場 1, 166.00㎡、東・南…他人畑、西…私道、雑種地、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号 3 号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場 399.00㎡、東・北…雑種地、西…他人畑、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲受人は、土木建設業を主な業務とする法人の代表者で、今回資材置場として転用許可を受けたのち、自らが代表を務める同法人との間で使用貸借契約を締結し、貸資材置場にしようとするものです。</p> <p>なお、現地調査の際、既に資材が搬入されていたことから、代理人を通じて始末書の提出を求め、譲渡人、譲受人の双方に対し、許可なく転用行為を行なうことが二度と無いよう、農地法の遵守について強く指導を行いました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17 番委員お願いします。
17 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 4 号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家 1 棟 83.22㎡、庭敷地 400.78㎡、法面等 31.56㎡、東・北…貸人畑、宅地、西・南…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地に面する里道が狭いため、道路後退のための法面等の 31.56㎡を差し引くと、住宅建設の有効面積は 484㎡となります。</p> <p>また、申請地に面する里道には、側溝がないため、里道にパイプを埋設して、市道の側溝に、雨水等を放流する計画で、里道のパイプ埋設については農地整備課に協議済です。</p> <p>番号 5 号、所有権移転、贈与、店舗等、店舗 1 棟 48.18㎡、駐車場等 162.82㎡、東・北…渡人畑、西…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は法人ですが、法人の代表者の父親が譲渡人でございまして、贈与された土地に、譲渡人の息子が経営する会社がコインランドリーを建設するものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電7,496.00㎡、東…市道、里道、西・北…市道、南…宅地、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。この件についての補足説明を申し上げます。</p> <p>この発電施設については、平成29年8月30日に事業計画認定申請を行っております。</p> <p>また、九州電力との発電に係る接続契約については平成29年9月27日工事負担金の請求がありました。</p> <p>なお、申請地の場所等については事務局より説明させます。</p>
吉田支局	<p>番号6号について補足説明致します。(図面掲示)</p> <p>申請地は吉田支局から南東に約5kmの宮之浦団地内にある農地になります。申請は、この青で囲まれた部分になります。真ん中の部分は原野になっております。今回申請があるのは、この赤い色の部分になります。そちらの方に、太陽光パネル1,488枚を設置しまして、大体標準的な家庭の約50から60世帯分を補うことになっております。場所につきましては、先程申し上げましたが、この農地の周り全てが宅地で、宮之浦団地の中にある宅地ということで、第2種農地の市街地近接農地と判断致しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟104.90㎡、庭敷地等192.10㎡、東・北…貸人畑、西…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟116.34㎡、庭敷地等354.66㎡、東・西…他人畑、南…里道、水路、北…宅地、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、福祉施設、施設1棟231.45㎡、駐車場231.00㎡、庭敷地等4,292.55㎡、東…宅地、北…市道、西・南…山林、境界…土留、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、山林・雑種地を一体利用して福祉施設を建設するもので、施設の建物及び駐車場の他に菜園515㎡、花壇47㎡、その他に広場3,730.55㎡として利用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、建売住宅、住家6棟367.50㎡、通路124.75㎡、庭敷地等948.90㎡、東・南…市道、西・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟100.20㎡、庭敷地178.23㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号8号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「17番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、17番委員どうぞ。</p>
17番委員	<p>太陽光パネルの番号6号ですが、これは住宅街ですが、隣近所の許可がいるのですか。</p>
吉田支局	<p>お答えします。</p> <p>特に許可を得るとかいうのはないのですが、工事施工業者が、事前に周辺の方には説明するというで聞いております。</p>
17番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡以上である番号6号、農地区分が第1種農地である番号8号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 11ページ～12ページ 3件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、郡山地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 13ページ～18ページ 13件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16番委員をお願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、51年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員をお願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家2棟、15年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：檜、孟宗竹、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4番委員をお願いします。</p>
4番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、檜、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17番委員をお願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：庭敷地として18年経過、現況宅地。</p> <p>番号7号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：事務所1棟、倉庫1棟、約20年年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：クヌギ、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」13件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>19ページ～20ページ 2件</p>	
議長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年11月20日、工事終了日：平成29年11月30日、周囲の状態：東・北…宅地、西…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、作物…野菜、高さ…0.5m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成27年10月10日、工事終了日：平成28年4月9日、周囲の状態：東…宅地、北…他人畑、西・南…本人畑、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.5m～2.5m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は既に埋立が完了しており、農地法上の手続きを理解していなかった申請人が、始末書添付の上、今回追認許可を受けようとするものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>番号2については、既に工事が完了しているということですよ。</p> <p>農地パトロールとかでパトロールするのですが、こういうところで見えない部分、目に付かない場所だったのかなと思います。</p> <p>事前着工をして済ましてしまうと、殆どの物件が始末書添付の上追認許可というのをずっと聞いています。現状復帰命令を出したのは、過去1回しかない聞いております。だから、ばれなければいいというのが蔓延しているのではないかと思います。現状復帰命令というのは、現状は出せないのですか。</p>
議 長	<p>説明します。</p> <p>最初砂が入り始めました。最初のうちは宅地の部分だったんです。許可済の部分です。それが農地に入ってきたので、事務局と一緒に行って、本人指導を行って、申請書が出たという経緯があります。</p>
7 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>宅地に入れて続けて農地も埋めたということですね。</p>
5 番 委 員	<p>宅地入れている時に、農地まで行き過ぎて埋めたということです。</p> <p>その宅地の確認に行った時に、発覚して、指導して申請したということです。</p>
7 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>この案件だけではなく、ずっと聞いていると始末書添付の上というのが多いです。これは現状復帰命令を出すことはできないのですか。</p>

事 務 局	<p>委員の質問につきましては、転用を含めて始末書添付となっているので、現状復帰命令を出さないのかということだということでお答えいたします。</p> <p>言われる通り、パトロール等で発見できなかったもの等について、議案として始末書添付の上というのは、よくあるのですが、そこが転用が認められない農地、例えば、第1種農地、農用地内農地で、除外ができなければ転用許可も出ないなど、そういう所につきましては、追認で許可ということではなくて、現況復旧命令ということになるのですが、これまでは、そういう転用が認められない土地での転用というのはございませんでしたので、始末書添付の上是正をさせると、ちゃんと許可を取らせるということで、追認許可申請をさせているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
1 6 番 委 員	<p>農地利用変更届ですが、畑である部分の盛土をするという場合も農地利用変更届が必要と思いますが、何cmまで盛土をした時に、こういった届出が必要なのかという法律的な根拠はあるのですか。</p>
事 務 局	<p>農地利用変更届ということで、これは転用ではございません。例えば低地の畑で、耕作不便のため盛土を行って、道路面又は隣接の土地と同じ高さにして、耕作をしやすいようにするというので、埋土に高さについては、30cm以上盛土等をする場合は、農地利用変更届を出した上で、シラス又は黒土等を搬入して、またその後は、作付を行って、農地として利用していただく。これは期間としましては、6ヶ月以内にその工事を終わらせること。6ヶ月を超えるような工期の場合は仮に1年とすると、その間農地として使えないということになりますので、農地造成という形で一時転用の許可を取らせるということで、事務処理を行っております。</p> <p>以上です。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
7 番 委 員	<p>狭い田んぼを片方30cm上げて、片方30cm切るとするのは、許可は不要という判断でいいですか。</p>
事 務 局	<p>ご質問は、段々の田んぼということですか。片方を上げて、片方を下げて1枚にするということですね。</p> <p>これは30cm上げるという行為が発生していますので、届けが必要になるかと思えます。</p>
7 番 委 員	<p>30cm未満はいいですよ。</p>
事 務 局	<p>30cm未満ならいいです。29cmで抑えられえるかというのは、現実問題確認できませんけど、30cmを超えるような場合には、届出をされると、誰からも何も言われることはないかと思えます。30cmが基準です。</p>

7 番 委 員	60cmと記憶していたものですから。30cmですね。
事 務 局	60cmというのは、都市計画法の宅造法8条、開発の関係は50cm以上で500㎡を超えると必要というそちらの方との兼ね合いだと思います。農地の場合は、30cmとなっております。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用計画変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
議題7. 農用地利用集積計画に関する件 21ページ～27ページ 8件	
議 長	次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」についてご説明申し上げます。 21 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 7 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 29 年 10 月 31 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 1 件 1,770.00㎡、うち新規 1 件 1,770.00㎡、賃借権 7 件 9,172.00㎡、うち新規 3 件 5,778.00㎡、合計 8 件 10,942.00㎡、うち新規 4 件 7,548.00㎡となっております。</p> <p>次に 22 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。設定期間 5 年が 1 件となっております。</p> <p>次に 23 ページをお願いします。</p> <p>これは、21 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 3 年が 3 件、1 年から 3 年未満、10 年が各 2 件となっております。</p> <p>次に 24 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 2 筆、賃借権 11 筆、計 13 筆。面積は、田 1,513.00㎡、畑 9,429.00㎡、計 10,942.00㎡うち更新分は、3,394.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 8 人。うち更新分は 4 人となっております。</p> <p>次に 25 ページから 27 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16 番委員どうぞ。</p>
16 番委員	<p>25 ページの番号 1 で、備考欄にチャレンジファーマー育成モデル事業実施要領第 8 条に基づく賃借権となっておりますが、チャレンジファーマーが農地を借りるという場合に、下限面積との関係は、どうなるかを教えて下さい。</p>

農政総務課	<p>ご説明致します。</p> <p>番号1ですが、借人につきましては、2年前にチャレンジファーマーとして登録されまして、チャレンジファーマー育成モデル事業による賃借権を設定した農地で農業に取り組まれたところでございます。今後の意向について確認したところ、2年間で経験を積めたということで、さらに経験を積んで技術を確かなものになりたいということです。本事業は更新は可能でございますので、その旨確認をしたところ、利用権を設定する方ので了承も得られらので、今回2年間の賃借権を設定するという形です。下限面積につきましては、本事業が最初から営農の方にいきなり20aという面積はなかなかしきらないというところで、ある程度小規模の農地から経験を積んで、ステップアップというところで、この事業は設定されております。この事業の要領の中に、500㎡から1,000㎡の間で設定をすると規定にされておりますので、この面積で今回申請するものです。</p>
16番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>28ページ 1件</p>	
議長	<p>次に、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>28ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は、平成14年1月9日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございます。今回が6回目の発行でございます。</p> <p>申請は、平成29年8月28日に提出され、10月16日に、1番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしました。</p> <p>今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑であります。</p> <p>1は、白菜、ブロッコリー、キャベツを作付予定とのことであります。</p> <p>2は、ビニールハウス2棟と露地植えで野菜や植木を耕作されておりました。</p> <p>ビニールハウスは、ほうれん草、キャベツを作付予定であり、露地には、ねぎ、じゃがいも、人参、キャベツ、白菜、ブロッコリーが作付けされ、柿、枇杷、竹、イヌマキ、もみじ、つつじが植付け中ございました。</p> <p>従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p>議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料1です。</p> <p>それでは、吉野、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、下田町竹原地区にあり、吉野支所から西へ約1.9kmに位置し、東側は宅地、西・南側は山林、北側は水路・里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題10. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件	
議 長	<p>次に、議題10.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、農業用倉庫及び休憩施設</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町旧麓地区にあり、喜入支所から南西へ約2.3kmに位置し、東・西・南・北側は本人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は農業用倉庫及び休憩施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 29ページ～30ページ 2件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。29ページです。 照会日：平成29年10月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明を有する者に限らない。平成29年10月13日に鹿児島地方裁判所へ報告済。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	報告します。30ページです。 照会日：平成29年10月5日、該当地のうち、3筆については、現況：農地（一部非農地）、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域にあり、現況農地（一部非農地）である。 1筆については、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域にあり、現況農地である。 処理状況：買受適格証明を有する者に限る。平成29年10月18日に鹿児島地方裁判所へ報告済。 以上です。
3. 法務局から照会のあった農地等の現況について 31ページ～32ページ 2件	
議 長	報告事項4「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	報告します。31ページです。 照会日：平成29年9月27日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 処理状況：平成29年10月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10 番 委 員	報告します。32ページです。 照会日：平成29年9月29日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年10月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 33ページ～35ページ 19件	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>33ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は19件です。 登記地目別では、田8筆、5,645.00㎡、畑24筆、14,794.00㎡、他、登記地目が宅地、現況畑1筆、68.56㎡となっております。取得した事由別数は、相続が18件、その他、遺贈が1件。権利の種別は、所有権が19件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が18件となっております。 34ページから35ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 36ページ～42ページ 21件	
事 務 局	<p>36ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は多い順に一般住宅が4件、共同住宅が3件、駐車場1件、合計8件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、駐車場が1件、合計13件となっております。 37ページから38ページは、4条関係8件、39ページから42ページは、5条関係13件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地パトロールの結果について 別冊資料3	
議 長	次に、報告事項5「農地パトロールの結果について」 報告事項6「農地パトロールについて」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	<p>8月の農地パトロールの結果について報告します。別冊資料3の1ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、平成29年8月22日から8月30日に実施しました。各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの、9地区19班でございます。調査委員につきましては、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果については、無断転用はございませんでした。また、農地利用変更届出現地調査は、本庁地区で1件、谷山地区で2件、吉田地区で2件、喜入地区で3件ございました。調査結果につきましては、2ページをお開きください。</p> <p>本庁地区におきましては、届出事項が未完了でございました。谷山地区におきましては、届出事項完了が番号3番の1件、未完了件数が2番の1件ございました。</p> <p>また、吉田地区におきましては、届出事項完了が番号4の1件、2番の1件が未着工でございました。喜入地区におきましては、届出事項完了が番号6番、8番の2件、未完了件数が7番の1件でございました。</p> <p>以上で8月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p>

6. 農地パトロールについて

別冊資料3

事務局	<p>続きまして、10月からの農地パトロールについて報告いたします。 3ページをお開きください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実施期間ですが、平成29年10月30日（月）から11月1日（水）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。3. 調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班でございます。4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員でございます。5. 調査方法についてですが、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。6. 調査確認の方法についてですが①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。 <p>農地パトロールの日程とコースについては、4ページから8ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、9ページから12ページでございます。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会終了後、県外視察研修に参加される方は、説明等がございますので、このままこの会場にお残り下さい。</p> <p>私からの連絡事項は以上です。</p> <p>（議事終了：午前10時50分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>農業委員会だよりの編集委員になられた方々にご連絡です。 この総会終了後、みなと大通り別館4階の農業委員室の方にご集合下さい。よろしくお願ひします。</p> <p>・平成29年度第8回総会（月例）開催日時は、 11月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時55分）</p>